別表一次葉 令 四・四・一以後終了事業年度等分

 事業年度等
 3・6・1 人名

													子						1									
							法			人			税			額			C	D		Ī	+		箅	Ι		
	ち中小港 0万円×- i」)								49				3	69.	,000)	(4	9)	の	15	.0	%	相	当	7	額	52	55,350
(1)	のうち! 等の年! (1)	10億円	相当	頟	を超	1え・			50						000)	(5	(0)	の			%	相	当	1 7	額	53	
そ	の 他 (1	<u>1</u>				ব	È	額	51						000)	(5	1)	の	23	.2	%	相	当	2	額	54	
							地		方		法	:	,	人		税			額		の		計		算	[I
所得	の金		. 対 (29)	する	る 法	:人	. 税	額	55					55.	,000)	(5	55)	の	10	.3	%	相	当	1	額	57	5,66
課税	留保金		に対 (30)	す	る海	去人	、税	額	56						000)	(5	66)	の	10	.3	%	相	当	2	額	58	
							٦	の	申	告	が	1	修 :	Œ	申	告	-	で	あ	る	場	合	の	計	算	Ε		
法 こ	所名	导金	額刀	て だ	は欠	損	金	額	59								地	Ĺ	所法		の : 丿		頁に移			る 額	67	
人 の	床 1	兑 土	地壽	譲 渡	度利	益	金	額	60								方	の	課法		留伊		額に移			る 額	68	
申	課	税	留	1	保	金	È	額	61								法人	申	課	税			法 ⊦(68		兑 名	額	69	00
前	法		人		税	į		額	62							į	税	告	確	定	地	方	法	人利	兑 名	額	70	
顔の	還		付		金			額	63	外							額	前	還				金	Ž	27	額	71	
又	⊥ の申告 . は 減 .(15) − (.は((6:	少す (62)):	- る : 若し·	還 f くは	寸 譚	青求	:税	額	64	外					0(の計	の	欠還		金 Ø 作		 戻し 金			— る 額	72	
計この申		員金		災					65								算	地((4	1) —	方 (70))	: 若し	: くは(納 人 (41) +	税 ·(71)	+ (72	額	73	0
算前の	翌月又	朝へ は							66									1	54(((. 17	(12/)	, , , , ,	. = /	(11/2)	18/	,,		
							±		地		譲		;	渡		税			額		の		内		訴	5		
土	地 (別	譲]表三		渡)「2		税)		額	74						(土		地	į	譲	渡	Ę	税	2	額	7.0	
	別表	•	二の		上) 「28	3])			75						()			(!	別表	三((三)	Г23 _])			76	0
							地	方	法	人和	兑 客	頁	に f	系	るヶ	۱ ا	玉	税	額	の	控	除	額の) 計	- 第	[
外		国 J表カ	(二		兑 57」))		額	77								控	除	し	き	h 7	なカ	30	た。	金額	額	F ^	
控	除	し	(38)	た		金		額	78											(7	77) -	- (7)	8)				79	

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのでなく、すべての租税特別措置について記載してください。

この用紙はとじこまないでください

令和 年 収受印	広島西税務署長殿 双北 [二]	6 月 1 日 事業年度分の適用額明細書 5 月 3 1 日 ^(当初提出分) ・ 再提出分)
納税地	広島県広島市西区南観音 四丁目2番13号1F 電話(082)299 - 5252	整理番号 00009849
(フリガナ)	カフ`シキカ`イシャ アイアールマーケット	提出枚数 1 枚 うち 1 枚目
法 人 名	株式会社 アイアールマーケット	事業種目 中古品小売業 業種番号 4 9
法 人 番 号 期 末 現 在 の 資本金の額又は 出 資 金 の 額	9 2 4 0 0 0 1 0 4 4 9 3 0 ** +億 百万 千 円 5 0 0 0 0 0 0 0	提出年月日 令和 日 日 日 日 日 日 日 日 日
所得金額又は 欠 損 金 額	+億 百万 千 円 3 6 9 3 1 9	機欄

	租 税 特 3	 リ 措 置	: 法 の 条	 項	区分番号	適	用	額
						十億	百万	千 円
第	42 条 の3の	つ2 第	1 項第 1	号	00380		3	9000
第	66 条の11	第	1 項第	号	0 0 3 7 4		2 4	00000
第	67 条の5	第	1 項第	号	00277		2	5 2 7 2 8
第	条	第	項 第	号				
第	条	第	項 第	号				
第	条	第	項 第	号				
第	条	第	項 第	号				
第	条	第	項 第	号				
第	条	第	項 第	号				
第	条	第	項 第	号				
第	条	第	項 第	号				
第	条	第	項 第	号				
第	 条	第	項第	号				
第	 条	第	項第	号				
第	 条	第	項第	号				
第	条	第	項第	号				
第	条	第	項第	号				
第	条	第	項第	号				
第	 条	第	項第	、 号				
第	 条	 第	項第	 号				

同族会社等の判定に関する明細書

 事業年度
 3・6・1
 法人

 又は連結
 4・5・31
 名

株式会社 アイアールマーケット

				尹禾十尺			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
同	期末現在の発行済株式の総数又 は出資の総額	1	内		500	特	(21)の上位 1 順位の株式数又は 出資の金額	11	
族	(19)と(21)の上位3順位の株式 数又は出資の金額	2			500	定	株式数等による判定	12	%
佚	株式数等による判定	3		100.0	%	同	(11) (1)		
会	期末現在の議決権の総数	4	内			族	(22)の上位 1 順位の議決権の数	13	
 	(20)と(22)の上位3順位の議決 権の数	5				会	議決権の数による判定 (13) (4)	14	%
1 1	議決権の数による判定 (5) (4)	6			%	社	(21)の社員の1人及びその同族関係者 の合計人数のうち最も多い数	15	
0	期末現在の社員の総数	7				0	社員の数による判定 (15)	16	%
Mail	社員の3人以下及びこれらの同族関係 者の合計人数のうち最も多い数	8				判	(15) (7) 特定同族会社の判定割合		
判	社員の数による判定 (8) (7)	9			%	定	((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)	17	46 de = 16 A H
定	同族会社の判定割合((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	10		100.0		判	定結果	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社

判定基準となる株主等の株式数等の明細

						株式数又は日	出資の金額等	
順	位	判定基準となる株主(社員	員)及び同族関係者			ない法人株主等	その他の	の株主等
	議決権数	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		となる株主等との続柄	株式数マけ	議決権の数	株式数又は 出資の金額	議決権の数
		住所又は所在地	氏名又は法人名		19	20	21	22
1		広島市中区吉島東3-1-9-103	伊達 克彦	本 人			250	
1		IJ	伊達 美江	配偶者			250	

	「得の金額の計算に関する明 (簡易村			「 人 株式会社 ア/	イアールマーケット	
			総額		<u>分</u> 社 外 流	出
			① 円	②	3	
	当期利益又は当期欠損の額	1	234,198	234,198	10000000000000000000000000000000000000	
	損金経理をした法人税及び地方法人税	0	000 000	000 000	その他	
	損金経理をした法人税及び地方法人税 (附帯税を除く。)	2	390,800	390,800		
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税 損金経理をした前税充当金	3	85,200 135,100	85,200 135,100		
加	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、	5	155,100	150,100	その他	
/ 3 H	加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税 減価償却の償却超過額	6				
	役員給与の損金不算入額	7			その他	
	交際費等の損金不算入額	8	0		その他	
	通算法人に係る加算額	9			外 ※	
	(別表四付表「5」)	10				
		1.0				
算						
	小 計	11	611,100	611,100	外 ※	
	減価償却超過額の当期認容額	12	011,100	011,100		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13	0	0		
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14	580		*	58
減	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15			*	
	受贈益の益金不算入額	16			*	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			*	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			*	
	通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別表四付表「10」)	20			*	
	/C 1/ 1/2 / 27 / 14	21	470,000	470,000		
算	仮払税金認定損		476,000	476,000		
	小計	22			外 ※	58
	仮 計		476,580	476,000	外 ※	△58
-lade	(1)+(11)-(22) 象純支払利子等の損金不算入額	23	368,718	369,298		
	(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24			その他	
ДШ	過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表+七(二の三)「10」) 仮 計	25	Δ		* △	△58
#	((23)から(25)までの計)	26	368,718	369,298	71 - 1	
寄	(別表十四(二)「24」又は「40」)	27	22		その他	•
	人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6の③」) 額控除の対象となる外国法人税の額	29	601		その他	60
分	(別表六(ニのニ)「7」) 配時調整外国税相当額及び外国関係	30			その他	
会 (5	社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 別表六(五の二)「5の②」+別表十七(三の六)「1」)	31			その他	FA
	合 (26) + (27) + (29) + (30) + (31)	34	369,319	369,298	外 ※	△58 60
に	間申告における繰戻しによる還付 係る災害損失欠損金額の益金算入額	37	330,010	000,200	*	
非移	適格合併又は残余財産の全部分配等による 転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			*	
_	差 引 計 (34) + (37) + (38)	39	369,319	369,298	外 ※	△58 60
更生	(34) + (37) + (38) - 大損金又は民事再生等評価機えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△	000,200	* \(\triangle \)	00
通算	「別表で(三)「9]又は「21]) 章対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の三[5]又は「11])	41			*	
	差 引 計	43	000 010	000 000	外 ※	△58
欠	(39) + (40) ± (41) 損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(-) 「4の計」+別表七(四) 「10」)	44	369,319 △	369,298	* \(\triangle \)	60
	(別表七(一)「4の計」+別表七(四)「10」) 総 計				外 ※	△58
715	(43) + (44)	45	369,319	369,298		60
残	余財産の確定の日の属する事業年度に係る 業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	Δ	Δ	外 ※	△58
尹						

利益積立金額及び資本金等の額 の計算に関する明細書

事業年度 法 3 · 6 • 1 人 5 · 31 名

株式会社 アイアールマーケット

								I 禾	」益	積立	金客	頁の	計算に	関す	る明	細	 書		
								期	首	現	在		当	期	の	増	減	差列	引翌期首現在 益積立金額
御注	E意		区		分			利益		立金	:額		減				増		益積立金額 ①-2+3
I+ §	量の						_		(1		m		2				③ F	1	4
	啡 表	利	益	準	備		1				円				PI .			1	円
	単は	別	途	積	立	金	2												
- 1 11.	型 通 常		積立金				3		△2,	,400,	000						0		△2,400,000
P===	か		法人移				4										△390,800		△390,800
分の 分の	場合		道府県				5										△14,000		△14,000
通算	当は		市町村				6										△71,200		△71,200
热	沙次の		還付法				7										330,500		330,500
果	[算]]			1府県1			8										3,000		3,000
9	9に	未収	還付書	可村具	民税		9										17,900		17,900
<u>막</u>	_ よ + り						10												
	₩ 単算						11												
	# が 3 で						12												
	的き						13												
開	和まず						14												
期	· 全						15												
	類 ▽						16												
土	7					-	17												
詳	欠 捐 会						18												
[A]	会 額						19												
金額	[59]					- :	20												
11							21												
- 3	 						22												
# [31] (中間 分						23												
	٠ ا						24												
Î	強定分の				損はす		25		22,	,543,				43,631			22,777,829		22,777,829
		納	税	充	当	金 :	26			927,	500		9	27,500			135,100		135,100
5	大 郡	未退対			未納地方法	- 12	27 2	2		782,	000	Δ	1.1	72,800	中間		390,800		0
	湖	職す	(附	帯税を	を除く	。)				, ,			-,-	,	確定	Δ	0		
1	音 容	納年る	未 払	通算	税効果	早額	28								中間				
	甲	法 ^{金も} 等の	(附帯税	の額に係る部	『分の金額を除	余(。)									確定				
ì	7 A	人積を			牙 県 民	- 1	29 4	\		28,	000	Δ		42,000	中間	Δ	14,000		10,500
	ス 計 田	税。		等割額	を含む	。)	1			20,				,000	確定	Δ	10,500	_	
	ゴ 本	金く	未 刹		「村 民		30 2	\		117,	500	Δ	1	88,700	中間	Δ	71,200		0
5	はなっ	等に。	(均	等割額	を含む	。)				111,	000		1	00,100	確定	Δ			0
ļ	勝情令の酵苗科加中スノ.2群苗間担果、新欝子弁	差	引	合	計	額:	31		20,	,143,	631		22,0	67,631			22,301,829		20,377,829
3	新					'		Ⅱ 資	本	金等	り	額の	計算	に関す	する	明	—————— 細 書	•	
		$\overline{}$						11 n					业	#H		祌	/咔	٠ - حد	11 羽 邯 岩 珇 左

	区		分			期 首 現 在資本金等の額	当 期 ⁽ 減	D 増 減 増	差引翌期首現在 資本金等の額 ①-2+3
						1	2	3	4
資	本 金	又は	出資	金	32	$5,000,000$ $^{ ext{P}}$	Н	円	$5,000,000$ $^{ m ext{P}}$
資	本	準	備	金	33				
					34				
					35				
差	引	合	計	額	36	5,000,000			5,000,000

別表五

令 匹• 匹 • 以後終了事業年度分

額 金 金 経 納 付 ⑤ 同	期 末 現 在 末 納 税 額 ①+②-③-④-⑤ ⑥ 円 0 △330,500
	0 0 △330,500
	0 △330,500
	0 △330,500
	△330,500
	0
	0
	$^{\vartriangle 3,000}_{10,500}$
	△3,000 10,500
	·
	0
	0
	△17,900
	△17,900 0
244,800	0
122,300	0
367,100	0
6 100	0
	0
1,200,110	U
601	0
36	円
37	
38	
39	005 500
	927,500 135,100
	122,300 367,100 6,100 1,238,110 601 36 37 38

領	(19の③))	30				U	;)	30) + (33)	— (40)		41			100),100
	通算法人の追	通算税効果	製 ター	は連結法人	税 個.	別帰属	額及し	「連結地)	方法人	税個別	帰属	額の	発生状況	等の	明細	
事	業	年	度	期 首 現 未 決 済	在額	当	朝 発	生 額	当支	期 払		<u>決</u> 受	済 類 取 額	期未	末き決	見 在
				1			2			3			4		(5)	
	•		42		円						円			4		円
	•	•	43													
当	期	分	44			中間確定		P.								
	計		45													

所得税額の控除に関する明細書

 事業日本
 3・6・1日本
 法人名

 年度日本
 4・5・31日本

株式会社 アイアールマーケット

別表 (一)

	区		分		ЧΧ	人		金	領		(1)について			侍祝頟	じのうら控除る		「侍祝領
投資	信託及び公	をの利子、合同運 社債等運用投資 託を除く。)の4 運用投資信託の 責的受益権に係る	『信託(特定り	\			1		81	円		2)	10	H	3	10
剰余 の受	金の配当 益権及び特	選用投資に限め 責的受益権に係る (特定公社債等) f定目的信託のる (。)、利益の面	運用投資信託 社債的受益格	£ 2				2.	, 900					591			591
分配 集団:	及び金銭の分 投資信託(台	分配(みなし配当 分配(みなし配当 分配(みなし配当 分配(みなし配当 のでは、公 のでは、公 のでは、公 のでは、公 のでは、公 のでは、公 のでは、い のでは のでは、い のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは のでは、 のでは ので のでは のでは ので のでは のでは ので のでは のでは	4等を除く。) 社債投資信割	£													
		の く。)を除く。)															
割	引債	の償	還 差 益	£ 4													
そ		Ø	他	Į 5													
		計		6				2	,981					601			601
	剰余:	金の分配及	び金銭のタ	分配 (2	みなし配	当等を	-除く	。)、	集団	1投	資信託(合同	運用	信託、	公社債	─ を除く。)、利益 投資信託及び公社 空除を受ける所得	土債等運用	
個別	銘		柄	収	入金:	額	所得	寻 税	額	配の	当 等 計 算 期 間	- 1	9)のうち f 有 期		所有期間割合 (10) (9) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受け (8)×	
法					7	円		8	円		9	1	10	月	11	12	2 円
に																	
よ																	
る場																	
合																	
銘柄	銘	柄	収入	金 額	所得	税額	ZPI I	記当等の の所有:			配当等の計算期 の所有元本数		2又 (マイ)	- (16) は12 ナスの は 0	所 有 元 本 割 合 (16)+(17) (15) (小数点以下3位未満切上げ	野 得	・受ける 税 額 ×(18)
別 簡			13			14		1	15		16			.7	(1を超える場合は1) 18		.9
便法				P			円										円
に																	
よる																	
場																	
合					Z 0 /	41 1- 1	18 Z		たご	3 1+	る所得税	插 個	7 服 細				
	L	· ·	N.L. I. In								る M 号 祝 i 		収入	金額	控除を受ける 所 得 税 額)	
文	払者の	氏名又は	法人名	文	払者の信	王 所 ノ	人 (は)	所 在 ‡	担	年			20)	21	参	考
																<u></u>	
											• •	+					
											• •	+					
											• •	+					
					 計						• •	+					
$\overline{}$					HI												

別表八() 令 四• 四·一以後終了事業年度分

受取配当等の益金不算入に関する 明細書

事業年度 6 • 6 · 1 人 5 · 31 人 4 •

法

		当年度実績に	 こより負債利子等の	刀客	百を計算	【ペ】 篁する場合			基準	 年度実績によ	り負債利子等	の 物	 頚を計算する場合
氕	全-		係る受取配当等の額	1	K C 117	弁	完	·····································	子法人		受取配当等の額	1	REHデアン加口 P
	受		当 等 の 額[16の計]又は「20の計」)	2				受	受 取 (別	カ 配 当 表八(一)付表-	等 の 額-「16の計」)	15	
関	負.	当期に支払う	う負債利子等の額	3			関	負		明に支払う負(責利子等の額	16	
連	債	連結法人に支持	払う負債利子等の額	4			連	,	国外是	入額、対象純支払利	負債の利子等の損金 引子等の損金不算入 よられるべき資本に		
法	利	不算入額、対象純 額又は恒久的施設 対応する負債の利		5			法	利	対応でいた。 (別表 うち多	する負債の利子の損 十七(一)「35」と別表	員金不算入額 +七(ニのニ)「29」の ・七(ニのニ)「34」と	17	
	子		と別表十七(二の二)「29」の 別表十七(二の二)「34」と 17」のうち多い金額)					子	超北	過利子額の (別表十七(二の	損 金 算 入 額 D三)「10」)	18	
人	等		頁の損金算入額 (二の三)「10」)	6			人	等		計 (16) — (17)	+(18)	19	
株	の額	(3) – (4	計 (a) - (5) + (6)	7			株	の額	平成まで利子	27年4月1日から の間に開始した名 等の額の合計額	平成29年3月31日 各事業年度の負債	20	
	0	総 資(2	産 価 額29の計)	8				on the second	同上に係		関連法人株式等 の額の合計額	21	
式	計		株式等の帳簿価額80の計)	9			式	計		債 利 子 技 (21) (20) (小数点以下3位;	空 除 割 合	22	
等	算		た控除する負債利子等の額 →× (9) (8)	10			等	算		記当等の額から控除 (19)×(する負債利子等の額(22)	23	円 円
?		他株式等に係る (別表八(一)付家	る受取配当等の額 表一「26の計」)	11			そ	· の		式等に係る受	取配当等の額 [26の計])	24	
非		記目的株式等に係 (別表八(一)付ま	系る受取配当等の額 表一「33の計」)	12		2,900	非	支		的株式等に係る。 受八(一)付表一「	受取配当等の額 - 33の計」)	25	
受	(1		益 金 不 算 入 額)+(11)×50%+)%)	13		580	受		(14) +	当 等 の 益 会 ((15)-(23))+((20%又は40%)	全不算入額 (24)×50%+	26	
			当年月	变	実 績	による場合	の	糸	総資	産価額等	の計算		
	区分総資産の帳				五額	連結法人に支払子等の元本の負					産 価 額 - (28)	期ヲ	末関連法人株式等の帳簿価額
	前期末現在額				円	28			円		29		30 円
	当期末現在額												
		計											

支払利子等の額及び受取配当等の額に 関する明細書

事 業 4 · 5 · 31 名

株式会社 アイアールマーケット

_		ישי ל										庚	F			5 ·	31	彳	5													
			支			払		-	利		子			车			0)			額			の		Ī	明		細			-
_	令	第	19	条	· 6	第 2	2 1	項(りま	見に	É,	に	ょ	Z			払	利	子	<u></u> ‡	空	除	額	の	計	· 多	章	1	適用	• 7	不適用	
当	į	明に	. 支	. 担	2 3	う利	子	等	の	額 2	2	_		_		円起	3 H	岛 禾	[]	子	額	の	損	金	算	入	額					円
額施の	、設慢別の	対象純 に帰せ を不算 表十七額	支払れられる 入額 (一)「 (一)「	利子 る 35」 は(別) のう	等の き資 と別ま	損金7本に対 を十七	下算入 対応す (二の の二)	等の損念 (額又に (る負化 (こ)「2 (34」と	は恒夕 債の禾 9」のう	的川子	3			车				ム 和	(另	川表- 一 子 (;	十七	(<u>_</u> 0	()三) 額 +(4)	「10」 の		計		5	細			
完	法		文			以			T		=			┪	于		U.	<i>)</i>			領					•	归		乔 田			\dashv
全					人			名	6																							
子法	本	: Ji	吉	の	,	所	在	地	7																					計		
人株士	受	取画	己当	等(の額	の意	十算	期間	8		,	•				•		•				•	•			•	•					
式等	受	取	. 酉	2	当	等	0)	額	9					円					円					円				円				円
	法				人			名	10																							
関	本	 : Л	吉	の	-	所	在	地	11										I											計		
連	受	取画	己当	等(の額	 i の言	十算	期間	12							•							•			•	•			Īū		
生	保	:	有	Ī		割		合	13																							
法	受	取	. 酉	12	当	等	の	額	14					円					円					円				円				田
	同	上のき	うち益	金の)額に	算入	され	る金額	15																							
人	益	金不) 対 () – (なる	金額	16																							
株	(1))が「 ⁷ 表二「	下適月 13」が	「非	場合 該当)×0.	」の場	別表	八(一)	17																							
式	同上以			((16 16の	S) 計)			18																							
等	合	((()	5)×(114」 子等接). 1))) > 空除 [;]	又は × (18 後の	(別表 3) 受取酉	を八(· 記当等	当額 一)付 等の額	19					円					円					H				円				円
	法		(16)	<u> </u>	17)又 人	(は(19	9))		21										+													_
その	本		 吉	の		 所	在		22										+											計		
他						割		合						+					+					+								
ı	受				当	等	0)		į 24					円					円					円				円				円
式	同	上のう	うち益	金の	変に	算入	され	る金額	i 25										+													
等	益	金不			対 (対 () – (なる	金額	26																							
非	法	: 人				は	鉈	i 桥	i 27	広島	;信用	金属	車		広島	市信	用組	1合														
支	本	: Л	吉	の		所	在	地	28																					計		
配目	基		<u> </u>	售		月		等	29			•	•			•		•				•	•			•	•			ΗΙ		
的	保		丰	Ī		割		合	30					FF.														,				-
株	受	取	. 酉	2	当	等	0)	額	31			2	2,00	00				90	0					円				円			2,90	0
式								る金額																								
等	益	金个) 対 () ー (よる	金額	33			2	2,00	00				90	0												2,90	0

別表八 () 付表一 令 四・四・一以後終了事業年度分

付たの本立に対する貝担立寺の伊立昇八及の付た未根	事業年度 又は連結 事業年度	3 4	

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書	
医業又は歯科医業に係る総収入金額 1 医業又は歯科医業に係る経費の額 4	円
電上のうち社会保険診療報酬に係る 2 収入金額	
損 金 算 入 限 度 額 (16) ((10)の金額が7,000万円超である場合はの) 3 類 類 (3)-(5)	
損金算入限度額の計算	
社会保険診療報酬に係る収入金額 法定経費率による経費の額	円
2,500 万 円 以 下 の 金 額 7 (7)× 72 100 12	PI
1,500万円を超え3,000万円以下の 金額 8 (8) × 70/100	
$3,000$ 万円を超え $4,000$ 万円以下の 9 $(9) imes \frac{62}{100} 14$	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額 10 (10) × 57/100 15	
計 (2) (7)+(8)+(9)+(10) 11 (12)+(13)+(14)+(15)	
Ⅱ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	
度 肉用牛の売却に係る原価の額 17 円 特 肉用牛の売却に係る収益の額 20	円
京 大空 大空 大空 大空 大空 大空 大空	
譲渡原価の額 19 特別 控除額 22 (20)-(21)	
────────────────────────────────────	
基 金 に 係 る 法 人 名 23 <mark>中小企業基盤整備</mark> 機構	
基 金 の 名 称 24 倒産防止共済掛金	
ち 示 番 号 25 第 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	円
司上のうち損金の額に算入した金額 27 2,400,000	
4. ウツはす動処との主処大巫はフ	計
特定業績連動給与の算定方法に係る 報酬委員会の決定等をした日	
	円
F 定業績連動給与の額 30	Ħ

		桟債権に係る に関する明約		当金	金 事業年度 又は連結 事業年度	3 · 6 4 · 5	• 3	1	法人名名	株式会社	アイア・	ール	マーケット	
当	期	繰 入	額	1		4,400	1	には	当該事業	年度(設立事業年度 [*] 英年度又は連結事業年 西金銭債権の帳簿価額	度)末にお	9		PI
	期末一指の帳簿	手評価金 価額の合 (24の計)		2		443,000	貸			(9) 事業年度における事 事業年度の数	業年度	10		
異し	貸倒	実 (17)	率	3			倒	前3年内事業年		6条第6項第2号イ 5損失の額の合計		11		
1	実質的に債 のの額を招 価金銭債権	を権とみられ と除した期末 の帳簿価額の	ないも ミー括評 の合計額	4		443,000	実績	度(設立事件度)の貸		の額に算入された 〔第2号ロの金額の		12		
Ę	法定	(26の計) の 繰	入率	5	10.		率	業年度である場合に倒れによる損失	第96条	額に算入された令第6項第2号ハの金額	質の合計額	13		
) -	繰 入 ((2)×(3	限 度 3))又は((4)×		6	1,0	4,430		台には当該事業年失の額等の合計	第6項 96条第	第2号ハ又は令和2 66項第2号ニの金額 による損失の額等	年旧令第 類の合計額	14		
Ĺ	☆益法人等・	協同組合等の線 × 104又は102	上 入限度額	7			計算	度額) > —	1) + (12) + (13) -		15		
繰	入 限		過額	8		0		貸		3年内事業年度における び連結事業年度の月数 実 養 大下4位未満切上け	wの合計 率 <u>(16)</u>	17		
	/	,,,		_	括評価	金銭	 		在 0		(10)			
勘	定科目	期末残高	売掛債 と額及 倒否認	され び貸	(18) のうち税 務上貸倒れが あったもれる債 みなご売 等に該の いものの	個象掛及併併転権非に人るのたが、 はな情が等法す等が、 はなりに掛け、 を持ちなのが、 はいますが、 はいまがもが、 はいまがもが、 はいまがもが、 はいまがもが、 はいまがもが、 はいまがもが、 はいまがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがも	売額合合移標	頁第3 首する 1第9€ 頁各号	条号法条の外の第二人第金の外の	関係又は完全支配関係がある他の法人に対する一般の法人に対する一般を		至の額 9) — 1) —	実質的に債権 とみられない ものの額	差引期末一 括評価金銭 債権の額 (24)-(25)
		18	19		20	21		2	22	23	24		25	26
ŧΙ	又入金	443,000)	円	円		円		P	FI FI	443	,000	円	443,000
_														
_														
	計	443,000)								443	,000		443,000
	2	基準年度の	実績に	より	実質的に	債権とみ	らね	hな	いも	のの額を計	- 算する	5場1	合の明細	
3	月31日までの間	1日から平成引に開始した各型 金銭債権の額の	事業年 2	27		H				の 控 除 割 3位未満切捨て	<u> </u>	29		
			2	28			実質	質的に		とみられないも の計)×(29)	のの額	30		H

交際費等の損金算入に関する 明細書

事 業 4 · 5 · 31 人 名

明細書	Į.	生 4・5・31 名		
支出交際費等((8の計) 支出接待飲食費損金算入	基準額		正 入 限 度 額 2)又は(3)	1,300,225
(9の計)× 50 100 中小法人等の定額控除附 ((1)と((800万円× 12 付表「5」))のうち少ない金額)	2		不 算 入 額 5	0
	支 出 交	際 費 等 の 額	頭の明細	
科目	支 出 額	交際費等の額から控除 される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待飲食費の額
	6	7	8 円	9
交 際 費	1,278,735		1,278,735	
控除対象外消費税額等	21,490		21,490	
計	1,300,225		1,300,225	

旧定額法又は定額法による減価償却 資産の償却額の計算に関する明細書 事業年度 事業年度

	定額法又は定額法 産の償却額の計算		関する明細書	業年度 は連結 業年度 4 · 5 · 3	1 法 1 人 株式会社 31 名	アイアールマー	ケット
A	重 類	1	建物 (定額)	建物付属設備	無形固定資産	合 計	
村	黄 造	2					
糸	細 目	3					
_	取 得 年 月 日	4					
	事業の用に供した年月	5					
M	耐 用 年 数	6	年	· ·	年 外 円		年 外
	取得価額又は製作価額	7	45,849,543	1,120,000	1,300,000	48,269,543	75 ·
(言た	7)のうち積立金方式による圧縮 記帳の場合の償却額計算の対象と なる取得価額に算入しない金額	8			500,000	500,000	
	差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9	45,849,543	1,120,000	800,000	47,769,543	
催甘	賞却額計算の対象となる 朝末現在の帳簿記載金額	10	35,091,182	1,120,000	342,501	36,438,857	
	明末現在の積立金の額	11	00,001,102	1,000,111	012,001	00,100,001	
	責立金の期中取崩額	12					
ء	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	35,091,182	外△ 1,005,174	外△ 342,501	36,438,857	外△
Ħ	貴金に計上した当期償却額	14	3,323,526	61,226	160,000	3,544,752	
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
É	(13)+(14)+(15) 計	16	38,414,708	1,066,400	502,501	39,983,609	
Ψ	1 25 31 P5 48 17 48 V F 0/						
成 19	9 × 100	18					
年 3	整備となる±額(9)-(11)	19					
月	旧定額法の償却率	20	Д	用 用	H	F	Į.
5 日 以	の場合 (19)×(20)	21	(((
前	(21)×割増率	22	,	,	,	,	,
取得	((21)+(22)) 又は((16)-(18))	23					
分	算出價 却額 □ 場合 ((18) — 1円) × 12 □ 目 (18) — 10	24					
平成	4 圧 額 法 の 價 却 額 計 算 3 の 基 礎 と な る 金 額 (9)	25	45,849,543	1,120,000	800,000	47,769,543	
19 年 4	定額法の償却率	26			_		
4月1日	$(25) \times (26)$	27	3,323,526	61,226	160,000	3,544,752	H
以後取	(「増加質却額)	28	()	()	()	(()
肾分	計 (27) + (28)	29	3,323,526	61,226	160,000	3,544,752	
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30	3,323,526	61,226	160,000	3,544,752	
特別常	はに償租税特別措置法制造が開発を通り、	31	条 項 ()	条 項 ()	条 ()	条 項	()
負却又	割より 増る限 適 用 条 項 償特度 却別額 特別償却限度額	32	外	外	外	外	外
前	前期から繰り越した特別償却不 足額又は合併等特別償却不足額	33					
A 仁	÷ 計	34	3,323,526	61,226	160,000	3,544,752	
	(30) + (32) + (33) 期 償 却 額	35	3,323,526	61,226	160,000	3,544,752	
催	賞 却 不 足 額(34)-(35)		2,220,020	-1,0		5,511,.32	
催	賞 却 超 過 額(35)-(34)	37					
育	前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外
世	当認 関 _二 償却不足によるもの	39					
が指金	質な 資格 養額 積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41					
((翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額	42					
当不	当期において切り捨てる特別償却 F足額又は合併等特別償却不足額	43					
_	差引翌期への繰越額(42)-(43)	44					
其	翌繰内 ・・・ 	45					
Ō.	2 V 2 D/C	46					
合き	組織再編成により引き継ぐ 合併等特別償却不足額 36)-(39))と(32)のうち少ない金額)	47					

旧定率法又は定率法による減価償却 資産の償却額の計算に関する明細書

日定率法又は定率法 資産の償却額の計算		· 関する明細書 ^{ス(}	業年度 は連結	$\begin{bmatrix} 3 \cdot 6 \cdot \\ 4 \cdot 5 \cdot 3 \end{bmatrix}$	1 1 人	株式会社	ア	イアールマー	ケッ	1	
種 類	1	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	業年度	築物	4						
		足物门局以佣	1111	*****	4-1	7年/秋天		Ц П	<u> </u>		
構 造	2								-		
細目	3										
取 得 年 月 日 事業の用に供した年月	4 5										
耐 用 年 数	6	年		年		年		年			年
取得価額又は製作価額	7	1,235,417	外	567,333	外	4,682,643	外	6,485,393	外		Н
(7)のうち積立金方式による圧縮 記帳の場合の償却額計算の対象と なる取得価額に算入しない金額	8										
差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9	1,235,417		567,333		4,682,643		6,485,393			
償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	10	484,260		<u> </u>		884,940		1,369,201			
期末現在の積立金の額	11										-
積立金の期中取崩額	12	外△	外△		外△		外△		外△		
差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	484,260	2FA	1	21/4	884,940	214	1,369,201	214		
	14	88,929	外	4,815	外	849,140	外	942,884	外		
	15										
合 (13) + (14) + (15) 計	16	573,189		4,816		1,734,080		2,312,085	_		
前期から繰り越した特別償却不 足額又は合併等特別償却不足額	17										
賞却額計算の基礎となる金額 (16)-(17)	18	573,189		4,816		1,734,080		2,312,085			
支 引取得価額×5% 支 (9)× 100	19										
9 旧定率法の償却率	20										
3	21	F.		円				F	9		円
(16) > (19) 増加 償 却 額 (21) ×割増率 (21) ×割増率	22	()	()	()	()	()
以 計	23										
文 □ (16) ≤ (19) 第 出 償 却 額											
(15) (15) (15) (17) × 12 (17) × 10	24								-		
定率法の償却率	25	70,000					,	7 0.000			ш
支調整前償却額 (18)×(25)	26	79,800) F 71,008		1,204		849,140	(79,800) ^F 921,352	,		1,1
平 保 証 率	27					,					
(3) \ (21)	28	78,879		44,870		238,522		362,271	-1		Н
	29	204,173		153,301				357,474	-		
Can < Can	30	29,079		4,815 ^H		F		33,894	9		————
対 (29)×(30) 計 増 加 償 却 額		()	(9,010	()	()	()
((26)又は(31))×割増率 計	32	00.000		4 015		0.40 1.40		0.40 00.4			
((26)又は(31))+(32)	33	88,929		4,815		849,140		942,884			
(92) (94) \(\pi\) \(\pi\) \(\pi\)	34	88,929 条 項		4,815 ^条 項		849,140 条 項		942,884 条 項	ĺ	 条	項
和税特別措置法 適用条項	35	()	(外)	(外)	(外)) (外		
知別額 特別價却限度額	36		/ F		/ F		/ r		1,,		
前期から繰り越した特別償却不 足額又は合併等特別償却不足額	37										
(01) (00) (01)	38	88,929		4,815		849,140		942,884			
期 償 却 額 償却 不足額(38)-(39)	39 40	88,929		4,815		849,140		942,884	-		
質 却 超 過 額(39)-(38)											
前期からの繰越額	42	外	外		外		外		外		
77 字	43										
質量 積立金取崩しによるもの 差引合計翌期への繰越額	44										
左51 合計 笠切 へり 繰越 領 (41) + (42) - (43) - (44) 翌期に繰り越すべき特別償却不足額	45										
(((40)-(43))と((36)+(37))のうち少ない金額)	46										
当期において切り捨てる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	47										
差引翌期への繰越額 (46)-(47)	48 49								+		
	50										
各組織再編成により引き継ぐ	51										

少額減価償却資 損金算入の特例I			事業年度		3 · 1 ·				株式会	社	アイアールマー	ケット
種 類	1	建物付属設備										
構造	2											
細目	3	尾道改装/便利屋ココロ										
事業の用に供した年月	4	令 4・4										
取得価額又は製作価額	5	262,728					円			円	F	P
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	16											
差引改定取得価額(5)-(6)	7	262,728										
種類	1											
構造	2											
細目	3											
事業の用に供した年月	4											
取得価額又は製作価額	5	Ħ					円			円	F	P
法人税法上の圧縮記帳 による積立金計上額	16											
差引改定取得価額(5)-(6)	7											
種類	1											
	2											
細 目	3											
事業の用に供した年月	4											
取得価額又は製作価額	5	PI					円			円	F	<u>р</u> .
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	16											
差引改定取得価額(5)-(6)	7											
当期の少額減	t 1		の取	文	事 信	五 名	須	の合	計額	8		262,728

		※ 第 信 年 月 通信日付印 理 事事項 項	整理番号事務	17/	
○ 受付印	法人番			_ / QQQ1 遊	11495651
西部県税事務所長殿	: :	34-1-54	D 年 月 日 の修申 更 i	央・再 による。	年 月 日
所在地 広島県広島市西区南観音 四丁目2番13号1F			事業種目 中古品小	売業	
(本県が支店等) の場合は本店			期末現在の資本金の額額 スは出資金の額額 (解散日現在の資本金の額	兆 十億	5000000
(電話 (電話) (電話) ((電話) () () () () () () () () ()	082- 299	- 5252)	又は出資金の額)		1 1 1 1 1
法人名 株式会社 アイアールマーケット			同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人 期末現在の資本金の額及び	等に該当しないもの	非中小法人等
(ふりがな) だて かつひこ (ふりがな) だて タワロギイギ			資本準備金の額の合算額		50,0,0,0,0
代表 有 伊達 克彦 経費間 伊			資本金等の額		5.0,0,0,0,0
令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31	日までの ^{事業年} 連結事	度分又は の ^{道 府 県} 業年度分 の ^{事 業} 特別法人	『祝の 確 定 申告書		
(a) 事 摘 要 課 税 標 準 ^{税率}	() 税	額	(使途秘匿金税額等)	兆 十億	百万 千 円 (
所 得 金 額 総 額 図 ** + +			法人税法の規定によっ (1) て計算した法人税額		5,53,5,0
業 所 年400万円以下の 金額 36,90,0,0 3.	5000 兆 十億	12900	試験研究費の額等に係る 2 法人税額の特別控除額		
税 4400万円を超え年 30 00万円以下の金額 30 000万円以下の金額 30 000万円以下の金額 30 000万円以下の金額 30 000万円以下の金額 30 000万円以下の金額 30 000万円 5.	3000	0.0	還付法人税額等の控除額 ③		1 1 1 1 1
得 年800万円を超える ③	0000	0.0	退職年金等積立金に係る 法人税額		
割 計 9+9+31 32 36,90,00		1,29,0,0	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④		5,50,0,0
軽減税率不適用法人 ③ 0,0,0		0,0	2以上の道府県に事務所又は事業所 を有する法人における課税標準とな る法人税額又は個別帰属法人税額		0,0,0
付加価値額総額③			法 人 税 割 額 (⑤又は⑥×1.00) (7		5,5,0
価値 付加価値額③	兆 十億	百万 千 円	道府県民税の特定寄附金		
資 資本金等の額総額 ③			税額控除超過額相当額の 加算額		
本割資本金等の額③ 0,0,0	北 十億	百万 千 円	外国期系会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		
収収入金額総額③			外国の法人税等の額の控 除額		
割収入金額③ 0,0,0	兆 十億	百万 千 円	仮装経理に基づく法人税 割額の控除額		
合計事業税額 33 + 53 + 57 + 59 又は 33 + 53 + 57 + 59	40	1,29,0,0	差引法人税割額 ⑦-8+9-10-11-12		5,0,0
事業税の特定 寄附金税額控除額 仮装経理に基づく 事業税額の控除額	42		既に納付の確定した当期 分の法人税割額		3500
差 引 事 業 税 額 (1) - (1) - (2) (1) [1] [1] [2] [2] [2] [3] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4	(4)	8,93,0,0	租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額		
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額 (5)	46	Δ,7,64,0,0	この申告により納付すべき法人 税割額 ⑬-⑭-⑮ 16		\(\rangle \ \rangl
(野) 所 得 割 (銀) 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」	48	0,0	 		1,2月
内 資 本 割 倒	50	0,0	等 21,000円× 12 18	兆 十億	2^{10}_{100}
(金のうち見込納付額 (51) (金) (c)	52	△7,64,0,0	det		1,05,0,0
特別 摘要 課税標準 株率 株率 株本 株本 (2) (3) (4) (4) (5) (4) (6) (4) (7) (4) (8) (4) (8) (4) (7) (4) (8) (4) (9) (4) (9) (4) (9) (4) (9) (4) (10) (4) (10) (4) (10) (4) (10) (4) (10) (4) (10) (4)		額	額 この申告により納付すべき均等割額 ②		1,05,0,0
<u>人 特 別 法 人 事 業 税 額 [◎ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>	.000 兆 十億	1 4700	この申告により納付すべ き道府県民税額 (B) + 20 21		1,05,0,0
事		0.0	②のうち見込納付額 ②	1 11 1	
合計特別法人事業税額(⑤3+⑤4)	6 5 , , ,	4700			1,0,5,0,0
仮 装 経 理 に 基 づ く 特別法人事業税額の控除額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57	4700			0,0,0
既に納付の確定した 当期分の特別法人事数 330000 (報報の登録とより報告となる)			都の 同上に対する祝額 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25		
この申告により納付すべき 特別 法人 事業 税額 ⑤ ⑥ ⑥ ┃ ┃ △ 2 8 3 0 0 見 込 納 付 額	60		告の 額		0,0,0
± 0 − 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			る算 同上に対する税額 図×100 ② × 100	W +//	75 4 0
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)) 又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	63	3,6,93,1,9	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	兆 十億	50000000
得金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額 及び復興特別所得税額	64		法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額		5,47,0,0
金 算 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等 損失準備金勘定への繰入額	65 , , ,		決 算 確 定 の 日	令 4	• 7 • 29
の 減 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等 損失準備金勘定からの戻入額 相談 はままままままままままままままままままままままままままままままままままま	66 , , ,		解 散 の 日		• • • 0
算	67		残余財産の最後の分配又は引渡しの日		•
内 仮計 総十億十億一億一億 訳 場地が関係の解説 (2) 以 宝根 (4) 公 家 根 (4) 公 家 根 (4) 公 家 根 (4) 公 家 (4) 公 (5) と (5) と (6) と (6) と (6) と (7) と (6) と (7) と (6) と (7) と	68	3,6,93,1,9	申告期限の延長の処分(承認)の有無		
	69		法人税の申告書の種類	青色	その他72
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)) 又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))	10 1 1 1	3,6,93,1,9	この申告が中間申告の場合の計算期間		5
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	70		翌期の中間申告の要否要・否	国外関連者	の有無有・無
還付請求中間納付額	1 1	1,0,77,0,0	還付を受けようとする 広島信用 金融機関及び支払方法 口座番号(普通	銀 行 _{金庫})・当座)	東 支店 0298543 ~

0.0